

議案第24号

上越市行政組織条例の全部改正について
上越市行政組織条例を次のように制定する。

令和5年3月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市行政組織条例

上越市行政組織条例（平成22年上越市条例第1号）の全部を改正する。

（部の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の
権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 総合政策部
- (2) 環境部
- (3) 総務部
- (4) 財務部
- (5) 防災危機管理部
- (6) 都市整備部
- (7) 健康福祉部
- (8) こども・子育て部
- (9) 産業部
- (10) 文化観光部
- (11) 農林水産部

（事務分掌）

第2条 前条各号に掲げる部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総合政策部
 - ア 市の基本政策の研究及び企画並びに施策の総合調整に関すること。
 - イ 人権及び同和対策に関すること。
 - ウ 男女共同参画に関すること。
 - ウ 公共交通に関すること。
 - エ 地域自治区その他の住民自治及び協働に関すること。
- (2) 環境部
 - 環境及び廃棄物の処理に関すること。

(3) 総務部

- ア 文書及び法務その他行政一般に関すること。
- イ 情報の管理、行政改革及び事務管理に関すること。
- ウ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- エ 秘書に関すること。
- オ 広報及び市民対話に関すること。
- カ 人事及び研修に関すること。

(4) 財務部

- ア 財政に関すること。
- イ 市税等に関すること。
- ウ 契約及び検査に関すること。
- エ 財産の取得及び管理に関すること。

(5) 防災危機管理部

防災、防犯及び交通安全に関すること。

(6) 都市整備部

- ア 都市計画に関すること。
- イ 道路に関すること。
- ウ 河川及び海岸に関すること。
- エ 建築及び住宅に関すること。
- オ 生活排水に関すること。

(7) 健康福祉部

- ア 社会福祉に関すること。
- イ 医療に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。
- エ 健康づくりに関すること。
- オ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

(8) こども・子育て部

こども及び子育て支援に関すること。

(9) 産業部

- ア 商工業に関すること。
- イ 雇用対策及び勤労者福祉に関すること。
- ウ 直江津港の振興に関すること。

(10) 文化観光部

ア 文化に関すること。

イ 観光に関すること。

(11) 農林水産部

ア 農業に関すること。

イ 林業に関すること。

ウ 水産業に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上越市総合計画審議会条例の一部改正)

2 上越市総合計画審議会条例（昭和46年上越市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画政策部」を「総合政策部」に改める。

(上越市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

3 上越市特別職報酬等審議会条例（昭和46年上越市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務管理部」を「総務部」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例（昭和46年上越市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第26条中「総務管理部」を「総務部」に改める。

(上越市子ども・子育て会議条例の一部改正)

5 上越市子ども・子育て会議条例（平成25年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康子育て部」を「こども・子育て部」に改める。